

五霞町イメージキャラクター「ごかりん」着ぐるみ貸出要綱

平成25年4月23日
告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、町を広くPRするために作成した町のイメージキャラクター「ごかりん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し等に関し必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 町長は、町の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを希望する者が企画し、又は実施するイベント等で当町のイメージアップに資すると認められる場合に、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項に規定する着ぐるみの貸出しの期間は、7日間を限度とする。ただし、貸出しの期間が他と重複しない場合であって、町長が特に認めたときは、この限りでない。

(貸出対象者)

第3条 着ぐるみの貸出しの対象となるものは、町内に活動の拠点を置き、その主たる構成員が町内に在住し、在勤し、又は在学する団体、学校、町の外郭団体、企業その他町長が適当と認めたものとする。

(貸出申請)

第4条 着ぐるみの貸出しを希望するもの(以下「申請者」という。)は、着ぐるみ貸出申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、貸出しを受けようとする日の3月前から7日前までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(貸出承認等)

第5条 町長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。この場合において、同一の日に複数の申請があった場合は、原則として先着順に承認するものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあるとき。

(2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(3) 町及び町のイメージキャラクター「ごかりん」の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(4) 営利を目的として使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(5) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの貸出しについて町長が不当と認めるとき。

2 町長は、前項に規定する承認(以下「貸出承認」という。)をするときは、着ぐるみ貸出承認通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

3 町長は、貸出承認に際し、条件を付することができる。

4 町長は、第2項の貸出承認通知書を通知した後であっても、町の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出承認を取り消すことができる。

5 町長は、貸出承認しない場合は、着ぐるみ貸出不承認通知書(様式第3号)を申請

者に通知するものとする。

(貸出料)

第6条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。ただし、着ぐるみの運搬等に係る経費は、貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)の負担とする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、着ぐるみの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 周囲の安全に十分配慮するとともに、必ず補助者を1人以上付けること。
- (2) 着用の際は、以後の使用者が快適に使用できるよう気をつけること。
- (3) 着ぐるみの中に入る者の健康管理を十分に行うこと。
- (4) イメージキャラクターのイメージを保つため、着ぐるみ着用時に声を出したり、又は公衆の面前での着脱をしないこと。
- (5) 着ぐるみを火気及び水気の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天等で天候が悪化している場合は、屋外での使用はしないこと。
- (7) 着ぐるみの改造等をしないこと。
- (8) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (9) 貸出期間を遵守すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第8条 使用者が前条に規定する事項を遵守しなかったとき、又はこの告示に違反したときは、貸出承認を取り消すとともに、以後の貸出承認をしないものとする。

2 前項に規定する取消しによって、使用者に損害が生じることがあっても、町長は、その責めを負わないものとする。

(原状回復)

第9条 着ぐるみを損傷し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により修理、修復、クリーニングその他必要な処理を行い、原状に回復しなければならない。ただし、通常の使用による損耗についてはこの限りでない。

2 着ぐるみを紛失し、又は修理若しくは修復が困難な状態までに損傷した場合は、特別な理由があるときを除き、使用者が実費弁償しなければならない。

(町の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町は一切その責めを負わないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

五霞町長 様

(申請者)
 所 在
 団体名
 代表者名
 電話番号



着ぐるみ貸出申請書

次のとおり、着ぐるみを借用したいので、五霞町イメージキャラクター「ごかりん」
 着ぐるみ貸出要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

イベント等名			
イベント等の内容及び使用方法			
使用場所			
対象者及び参加予定人数			
使用期間	年 月 日 ()	時から	
	年 月 日 ()	時まで	日間
貸出希望時間	(借受日時) 年 月 日 () 時 (返却日時) 年 月 日 () 時 ※原則、使用日1日前に貸し出し、使用日の翌日に返却することとします(役場閉庁日を除く。)。		
使用責任者	氏名		電話番号
備考			

※イベント等の内容が分かる資料があれば添付してください(必要に応じ事業計画書又は実施団体の組織概要書等の提出を求める場合があります。)

(申請者)

様

五霞町長

印

着ぐるみ貸出承認通知書

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出しについては、次のとおり決定しましたので、五霞町イメージキャラクター「ごかりん」着ぐるみ貸出要綱第5条の規定により通知します。

イベント等名	
貸出期間	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで 日間
使用場所	
附帯条件	(1) 五霞町イメージキャラクター「ごかりん」着ぐるみ貸出要綱を遵守すること。 (2) 着ぐるみの使用説明書に従って使用すること。 (3) 着ぐるみの借受又は返却については、申請者又は使用責任者が行うこと。 (4) 着ぐるみが破損、汚損等した場合は、実費にて原形復旧又は弁償すること。 (5) 虚偽の申込みにより使用した場合又は五霞町イメージキャラクター「ごかりん」着ぐるみ貸出要綱に反する場合は、貸出しの承認を取り消す場合があります。
備考	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（申請者）

様

五霞町長

印

着ぐるみ貸出不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出しについては、次のとおり不承認としましたので、五霞町イメージキャラクター「ごかりん」着ぐるみ貸出要綱第5条の規定により通知します。

イベント等名	
不承認の理由	<p>【根拠】 五霞町イメージキャラクター「ごかりん」着ぐるみ貸出要綱第5条第1項第 号に該当するため。</p> <p>【理由】</p>
備 考	